

札幌市立大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2025（平成37）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1965（昭和40）年に開設された札幌市立高等看護学院及び1991（平成3）年に開設されたデザインを専門とする札幌市立高等専門学校を前身として、2006（平成18）年に公立大学法人として開学した。北海道札幌市に2つのキャンパス（芸術の森キャンパス、桑園キャンパス）を置き、デザイン学部、看護学部、デザイン研究科及び看護学研究科の2学部2研究科並びに助産学専攻科を有する大学として、教育研究上の理念である「人間重視を根幹とした人材の育成」「地域社会への積極的な貢献」に基づき、教育研究活動を展開している。

2011（平成23）年度の本協会の大学評価（認証評価）において指摘された事項について、2012（平成24）～2017（平成29）年度「公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画」（以下「第二期中期計画」という。）を策定し、同計画を遂行するために、「自己点検・評価委員会」を中心に、改善に向けて取り組んできた。

貴大学においては、デザインと看護の2つの分野が連携・共同して教育・研究・地域貢献に取り組んでいる。連携科目として、学部では「学部連携演習」、研究科では「連携プロジェクト演習」等の科目を設けているほか、デザインと看護それぞれの特性を生かした研究に基づく医療機器等の商品開発に取り組んでいることは、教育研究上の特色といえる。また、看護学部では地域住民の協力を募り、模擬患者を導入して演習等を行うなど、地域に根差した大学としてさまざまな活動に積極的に取り組んでいることは評価できる。今後も、貴大学の特性を生かし、デザインと看護の連携を実現する大学として、さらなる発展を遂げることを期待したい。

III 各基準の概評及び提言

1 理念・目的

＜概評＞

教育研究上の理念に基づき、大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究することにより、学術研究の高度化等に対

応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすこと」とし、大学院の目的を「人間重視の考え方を基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすこと」として、大学学則及び大学院学則に定めている。また、これらの目的を受け、学部・研究科ごとに、教育研究上の目的を定めている。

これらの理念・目的は、『学生生活ハンドブック』及びホームページ等により、教職員や学生、受験生を含む社会一般に対して公表している。

理念・目的の適切性の検証については、「自己点検・評価委員会」が中心組織となって、半期ごとに中期目標を達成するために策定した「第二期中期計画」の進捗状況を確認する中で、取組みの適切性を踏まえて検証を行っている。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学の理念・目的を実現するため、2006（平成 18）年にデザイン学部デザイン学科、看護学部看護学科の 2 学部 2 学科を設け、2010（平成 22）年にデザイン研究科デザイン専攻（修士課程）と看護学研究科看護学専攻（修士課程）及び助産学専攻科を開設した。2012（平成 24）年には、両研究科に博士後期課程を開設し、修士課程を博士前期課程と改称した。また、学部の教育研究上の特長である、デザインと看護の連携教育を遂行するため、「教務・学生連絡会議」を学部・研究科それぞれに設置し、学部間又は研究科間の共通教育・連携教育及び研究・学生支援等について連絡・調整を行っている。

2007（平成 19）年には、附属施設として、研究活動、地域貢献及び国内外のネットワーク形成の推進を図ることを目的とした「地域連携研究センター」を設置し、「地域社会への積極的な貢献」という教育研究上の理念を踏まえた教育研究の発展のために、地元の企業や地方自治体等と連携事業を行っている。さらに、2014（平成 26）年には、公的機関の補助事業に関わるプロジェクトを円滑に実施することを目的とした「教育支援プロジェクトセンター」を設置し、地域社会で活躍する人材の育成に取り組んでいる。

教育研究組織の適切性の検証については、「人事委員会」が主体となり組織編制等について検討を行っている。その結果を踏まえて、「自己点検・評価委員会」が半期ごとに検証を行い、既述の博士後期課程の開設や「地域連携研究センター」「教

育支援プロジェクトセンター」の設置に至っている。

3 教員・教員組織

<概評>

大学として求める教員像を「教育者、研究者として自己の崇高な使命と役割を自覚し、深く学芸を教授研究し、その職責の遂行に努める人物」とし、教員組織の編制方針は、「札幌市立大学設置認可申請書」及び「札幌市立大学大学院設置認可申請書」に「学科目制により各専門領域に関する教育研究に必要な専任教員を配置し、近い領域を担当する教員同士の連携や、担当する領域が異なる教員の横断的な取組みを促すことで、柔軟かつ機動的な教育研究の展開を実現すること」等と明記している。また、教員組織の編制方針は、前回の大学評価を受けた後にまとめた『自己点検・評価報告書』を学内イントラサイトに掲載して教職員で共有しているものの、掲載方法を工夫し、よりわかりやすく明示することが望まれる。

貴大学は「教員選考基準」において、教授、准教授、講師、助教及び助手の職務に必要な能力をそれぞれ定めている。組織的な教育を実施するうえにおいて必要な役割分担等は、大学学則に学部長、大学院学則に研究科長を置くこと等を定め、明確にしている。

学部・研究科の専任教員数は、大学及び大学院設置基準上の必要専任教員数を満たしたうえで、必要な教授及び研究指導教員を置き、少人数制による教育・研究指導を可能としている。また、教員の年齢構成は、偏りのないよう配慮している。

教員採用及び公募の手続として、学部長及び研究科長が教員配置要望書を「人事委員会」に提出し、これに基づき、同委員会のもとに「選考委員会」を設置し、客観的視点をとり入れるため、他学部の教授を含む選考委員で審議して、採用している。

教員の資質向上に向けたファカルティ・ディベロップメント（F D）として、「F D委員会」において F D 実績マップを作成し、それに基づいて年間計画を策定し、研修会を実施している。

教員の教育研究活動の業績評価は、「教育活動」「研究活動」等の教員評価項目を定め、項目に基づき専任教員は年度ごとに、教員活動実績申告書を「教員評価委員会」に提出している。同申告書に基づく教員評価の結果は、教員の昇任審査や任期更新審査にも活用し、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、活性化に努めている。

教員・教員組織の適切性の検証については、「人事委員会」で教員の配置等の検討を行っている。なお、検証結果については、それを踏まえて、「自己点検・評価

委員会」において半期ごとに検証を行っている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

＜概評＞

大学全体

各学部・研究科の教育研究上の目的を受けて、学部・研究科ごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との連関については、シラバスに教育課程概念図を掲げ、明示している。これらの方針は、シラバスやホームページ等によって、教職員や学生、受験生を含む社会一般に対して公表している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、各学部は「教務委員会」、各研究科は「教務・学生支援委員会」が実施している卒業時・修了時の教育評価アンケートを基に、各学部・研究科の教授会が主体となって検証を行っている。検証の結果は、学部・研究科それぞれの「教務・学生連絡会議」に報告し、情報を共有している。なお、検証結果については、それを踏まえて、「自己点検・評価委員会」において検証を行っている。

デザイン学部

教育研究上の目的を受けて、学位授与方針として「人間や環境に配慮したデザイン思考能力」等を身につけた学生に、学位を授与することを定めている。

教育課程の編成・実施方針として「専門教育科目にデザインの基礎から段階的に学ぶ科目を配置すること」や「札幌市を題材に、デザイン学部と看護学部の学生が連携・協同して地域課題の解決に積極的に取り組むための連携科目を配置する」と等、教育課程の編成の考え方を示している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、「デザイン学部教務委員会」が実施している卒業時の教育評価アンケートを基に、学部教授会が主体となって検証を行っている。

看護学部

教育研究上の目的を受けて、学位授与方針として「豊かな感性をもって、多様な対象の人間性を尊重した対人関係を築くことができる」こと等を身につけた学生に、学位を授与することを定めている。

教育課程の編成・実施方針として「専門教育科目で、人間の生涯発達、健康と健康障害、個から集団」の側面で体系的に科目を配置することや、「札幌市を題材に、看護学部とデザイン学部の学生が連携・協同して地域課題の解決に積極的に取り組むための連携科目を配置すること等、教育課程の編成の考え方を示している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、「看護学部教務委員会」が実施している卒業時の教育評価アンケートを基に、学部教授会が主体となって検証を行っている。

デザイン研究科

教育研究上の目的を受けて、学位授与方針として博士前期課程は「課題・問題の発見、分析から具体的な事業化までを一貫したデザインプロセスとしてまとめる『企画調整能力』」等、博士後期課程は「デザインの視点を通じて自主的・自立的に研究や調査、分析等を実践できる『研究遂行能力』」等を身につけた学生に、学位を授与することを定めている。

教育課程の編成・実施方針として、博士前期課程は「空間デザイン分野、製品デザイン分野、コンテンツ・メディアデザイン分野の3つの分野を設け、『課題解決能力』『創造力』『企画調整能力』『実践能力』といった高度で専門的なデザイン遂行力を育む授業科目を配置すること等を定めている。博士後期課程は「人間空間デザイン分野、人間情報デザイン分野の2つの分野を設け、『課題発見・分析・解決能力』『研究遂行能力』『調整力』『指導力』といったデザイン学研究を自律的に推し進める総合能力を修得する授業科目を配置すること等を定めている。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、博士前期課程は、「デザイン研究科教務・学生支援委員会」が実施している修了時の教育評価アンケートを基に、研究科教授会が主体となって検証を行っている。博士後期課程では「横断型連携特別演習」の公開発表会の結果を活用し、研究科教授会で検証を行っている。

看護学研究科

教育研究上の目的を受けて、学位授与方針として博士前期課程は「高度な臨床看護実践を展開し、リーダーシップを發揮する能力」等、博士後期課程は「看護の将来展望に基づく技術開発やシステム開発を行う能力」等を身につけた学生に、学位を授与することを定めている。

教育課程の編成・実施方針として、博士前期課程は「課程制大学院の趣旨に沿い、教育目的を達成するため必要な授業科目を体系化するとともに、組織的に展開する教育課程とする」こと等を定めている。博士後期課程は「課程制大学院の趣旨に沿

い、教育目的を達成するため必要な授業科目を配置し、コースワークがリサーチワークの基礎となるようその内容を設定すること等を定めている。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、「看護学研究科教務・学生支援委員会」が、博士前期課程の修了生を対象とした修了時の教育評価アンケートを実施し、研究科教授会が主体となって検証を行っている。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

学部の教育課程は、両学部共通の共通教育科目と、各学部の専門教育科目に区分し体系的に編成している。研究科の教育課程は、博士前期課程は両研究科とも、研究科連携科目と専門教育科目から構成している。また、博士後期課程は、デザイン研究科では基本科目、展開科目、研究指導科目に、看護学研究科では博士後期連携科目、博士後期専門科目、博士後期研究指導科目に区分している。両課程ともコースワークがリサーチワークに円滑に結びつくように配慮した教育課程を編成している。学部・研究科とも、授業科目の体系性・順次性を可視化するために、全科目にナンバリングを付し、配当年次を明示して学生の履修に配慮している。

1年次の共通教育科目の必修科目「スタートアップ演習」と3年次の専門教育科目「学部連携演習」は、両学部の学生が連携してプロジェクト活動に取り組むことで異なる分野を目指す学生がお互いの発想に触れ、広い視野を持つことができるような内容としている。この「スタートアップ演習」を受講した学生は、その後自身の学部で専門教育を学び、3年次に「学部連携演習」で再度、両学部合同の演習を行うこととなり、専門教育を理解したうえで相互の専門に触れることで、専門性の拡大及び異分野の理解を深められるように、開学以来から継続して、両学部が連携した教育課程を編成している。2016(平成28)年度には、これまで連携科目を配置していくなかった2年次に3年次へ向けた導入科目として「学部連携基礎論」のほか「地域プロジェクト」を新設した。このように、連携教育に関わる授業科目を1年次から3年次に間断なく配置することにより、各科目を円滑につなげ連携教育の充実を図っている。また、研究科においても、博士前期課程の「連携プロジェクト演習」及び博士後期課程の「横断型連携特別演習」を置き、幅広い視野を身につけることを目的とし、両研究科に共通する関連領域の基礎的素養を涵養する科目としている。これらの連携科目は、貴大学の教育研究上の特長に基づいた、デザインと看護の連携を具現化した科目であり、新しい知見の創出に向けた横断・多角的視野を培う教育課程の編成として、高く評価できる。

教育課程の適切性の検証については、学部では「教務委員会」、研究科では「教務・学生支援委員会」が実施している卒業時・修了時の教育評価アンケートを基に、各学部・研究科の教授会が主体となって検証を行っている。なお、検証の結果は、学部・研究科の共通教育や連携教育を図るために設けている「教務・学生連絡会議」に報告し、情報を共有している。

デザイン学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、専門教育科目を基本科目、専門的知識・技術を学ぶ展開科目、応用や他専門分野との連携を培う発展科目に区分しており、これらの科目群を各年次に配置して、デザインの基礎的な理論や技術から、より専門性の高い知識や技術、実践的・発展的な知識やデザインの方法までを体系的・順次的に履修できるよう、配慮している。また、1年次から共通教育科目とともにデザインの基礎となる基本科目を開講し、2年次後期から開講する展開科目に円滑に移行できるよう編成している。さらに、地域をテーマとした「寒冷地デザイン論」「地場産業振興論」等、地域性を反映した科目も設けている。

教育課程の適切性の検証については、「デザイン学部教務委員会」が実施している卒業時の教育評価アンケート及び卒業生の就職先の動向等を基に、学部教授会が主体となって検証を行っている。それを踏まえて、2016（平成28）年度にコースの再編成を実施する等の改善を図っている。

看護学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、専門教育科目を専門性を学ぶ基礎となる専門基礎科目と、専門的知識・技術を学ぶ専門科目で構成している。専門基礎科目は「人間と命」「健康と健康障害と予防」「保健と医療と福祉」、専門科目は「人間の生涯発達」「健康と健康障害」「個から集団」に区分し、授業科目を構成している。専門教育科目は、専門知識と高度な技術を体系的に学修できるように、すべての看護学領域でそれぞれの概論、援助論を学修した後に技術論を学び臨地実習に臨むことで、より確実な実践力を身につけられるよう配置しており、学年進行に応じて、共通教育科目と専門教育科目が有機的に連携した教育課程を編成している。

教育課程の適切性の検証については、「看護学部教務委員会」が実施している卒業時の教育評価アンケートを基に、学部教授会が主体となって検証を行っている。

デザイン研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、博士前期課程は、研究科連携科目と専門教育科目で構成し、専門教育科目を基本科目、展開科目、実践科目、修了研究に細分

化し、空間デザイン、製品デザイン、コンテンツ・メディアデザインの専門分野に対応した科目を配置するとともに、それぞれの分野に対応した履修モデルを示している。

博士後期課程は、基本科目、展開科目、研究指導科目それぞれに、人間空間デザイン分野、人間情報デザイン分野に対応した科目を配置している。両課程ともコースワークとリサーチワークを組み合わせた体系的な教育課程としている。

教育課程の適切性の検証については、「デザイン研究科教務・学生支援委員会」が実施している修了時の教育評価アンケートを基に、研究科教授会が主体となって検証を行っている。

看護学研究科

博士前期課程における専門教育科目は、看護分野の高度専門職業人・研究者又は教育者としての専門性を学ぶ内容としており、専門基礎科目と専門科目に区分している。専門基礎科目は、研究に必要な能力や方法を身につけられる内容としている。専門科目は、看護学の各専門分野・領域における専門知識・技術及び研究方法を修得させる目的で、学生が専攻する分野・領域・コースに応じて必要な選択科目を設けているほか、「特別研究」と「課題研究」を位置づけている。「特別研究」では研究課題を設定し、計画に沿って研究を行い修士論文にまとめることとしており、「課題研究」では専門看護師認定希望者は、実習報告書及び特定の課題についての研究成果として課題研究論文をまとめることとしている。

博士後期課程の博士後期連携科目には、「横断型連携特別演習」を置き、基盤となる地域を含めた他分野との連携、新しい知見の創出に向けた横断的・多角的視野を培うことを目的として、貴大学の教育研究上の特長であるデザインと看護の連携を具現化した授業を行っている。

教育課程の適切性の検証については、「看護学研究科教務・学生支援委員会」が実施している修了時の教育評価アンケートを基に、研究科教授会が主体となって検証を行っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) デザインと看護という異なる分野が連携した教育を具現化するために、両学部及び研究科に連携科目を設定している。学部では開学以来、1年次「スタートアップ演習」、3年次「学部連携演習」を必修科目として配置している。2016（平成28）年度からは、3年次に向けた導入科目として「学部連携基礎論」のほか「地域プロジェクト」を新設した。このように1年次から3年次に間断なく配置する

ことにより、各科目を円滑につなげて連携教育の充実を図っている。また、研究科においても両研究科に共通する基礎的素養を涵養する科目として、博士前期課程に「連携プロジェクト演習」を、博士後期課程に「横断型連携特別演習」を配置している。これらの連携科目を設定し、異なる分野を目指す学生がお互いの発想に触れ、広い視野を持つことができるようたえず工夫していることは、評価できる。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

学部・研究科の教育目標を達成するため、大学学則及び大学院学則に授業科目の内容・形態等を定め、適切な教育方法をとっている。学部では1年間に履修登録できる単位数の上限を適切に設定し、既修得単位の認定についても学則に定めている。研究科では、各研究科が定めたスケジュールに沿って学生に研究計画書の提出を求め、その計画書に従って研究指導を行っている。

シラバスは、統一した書式を用いて作成しており、ホームページ等により公開している。また、授業内容とシラバスの整合性は、科目責任者が確認している。

教育内容・方法等の改善を図るための組織的な取組みとして、「F D委員会」を主体とし、各学部・研究科において、学生授業評価アンケートを実施し、授業改善のための研修会を定期的に開催している。また、学部では、「F D委員会」が教育内容・方法の観点から参考とする一部の科目について教員相互の授業参観を行い、教育内容・方法等の改善に努めている。

デザイン学部

教育目標の達成に向けて、1年次から2年次にデザインの基礎となる表現力を学ぶ実習形式をとり入れており、発展科目においても、各セメスターで系統ごとに行う「デザイン総合実習」を基盤とし、段階的にデザイン能力の向上を図っている。また、デザイン系のポートフォリオによる書類審査指導に重点を置き、各コースにおいて、学生の希望する就職先に応じた指導を行い、就職や進学に有用な実践的な教育をしている。

教育内容・方法等の改善を図るための組織的な取組みとして、「F D委員会」を主体とし、学生授業評価アンケートや教員相互の授業参観を実施している。アンケートの結果から学生のニーズを図り、2016（平成28）年度からの教育内容の再編に役立てる等、改善を行っている。

看護学部

教育目標の達成に向けて、看護を実践的に学べるよう各専門領域の授業は、概論、援助論、技術論、実習で構成している。

演習や実習で経験した看護実践レベルを自己確認できるよう、データベースシステムやe-ラーニングを活用しているほか、ポートフォリオの作成を推奨している。また、実技指導インストラクターによる看護技術のフォローアップ等を行い、学生の自主学修の機会を積極的にとり入れている。2012（平成24）年度には臨地教授等制度を導入し、学内教育と臨地教育との連携を強化し、実習内容の充実を図った。また、札幌市の広報媒体等を通じて一般市民から模擬患者を募集し、OSCE（客観的臨床能力試験）への参加を依頼している。模擬患者に学生の学修内容や知識・技能の習得状況を把握してもらうため、各学年に応じたレベルの場面に基づき詳細なシナリオを作成し、綿密な打ち合わせを行ったうえで実施している。また、卒業生動向調査により実際の現場で役立ったかを確認している。なお、これらの模擬患者は一部の演習科目にも協力してもらえる体制を整えている。このように市民と一緒にして教育を行う指導体制を構築して、実践的かつ充実した教育が行われていることは、高く評価できる。

教育内容・方法等の改善を図るための組織的な取組みとして、「FD委員会」を主体とし、学生授業評価アンケートや教員相互の授業参観を実施している。また、OSCEの実施結果について振り返りを行い、教育内容・方法が適切であるか検証を行っている。

デザイン研究科

教育目標の達成に向けて、博士前期課程の「連携プロジェクト演習」において、地域社会に内在する保健・医療・福祉分野のさまざまな課題に対して、デザイン研究科と看護学研究科の教員・学生で構成する小グループごとに研究テーマを設定し、新規デザイン制作の実施や、行政・地域社会・産業界に提言するプロジェクト研究型授業を展開している。学生の主体的な参加を促すため、グループ討論や学生自らが、民間企業・官公庁の外部提携先と企画調整を行う等の授業を行っている。

博士後期課程においては「博士デザイン特別演習」を2年次前期に開講し、1年次に学んだ理論や方法論を実践的に行っている。研究指導科目として、「博士特別研究」を設け、研究指導教員が学生の理解度、進行度を評価しながら指導を行っている。博士論文の研究テーマは、研究指導教員及び関連分野の教員の指導のもと決定し、シラバスに示された研究指導計画に基づき、学生は指導を受けながら学位論文を完成させている。また、学生の主体的な参加を促すために、グループ討論、ビ

ア・レビュー等の授業方法をとり入れている。

教育内容・方法等の改善を図るための組織的な取組みとして、学生授業評価アンケート及び授業改善のための研修会を実施している。学生授業評価アンケートの集計結果は、次年度の授業改善等に役立てている。

看護学研究科

在籍学生の多くが社会人学生であり、多くの学生が長期履修学生制度を利用しておらず、既学修内容等に個人差の大きい社会人学生にとって個別指導を受けやすい環境を整えている。学生の主体的な参加を促すために、科目の履修主題により、グループ討論、クリティカル・シンキング・トレーニング、ピア・レビュー等の授業を実施している。また、研究指導・学位論文作成指導については、スケジュール及び指導方法をシラバスに示したうえで、研究指導計画に基づき実施している。

教育内容・方法等の改善を図るための組織的な取組みとして、学生授業評価アンケート及び授業改善のための研修会を実施している。学生授業評価アンケートの集計結果は、次年度の授業改善等に役立てている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 看護学部において、札幌市の広報媒体等を通じて一般市民から模擬患者を募集し、学内のO S C E（客観的臨床能力試験）や演習への参加を依頼している。模擬患者に学生の学修内容や知識・技能の習得状況を把握してもらうため、各学年に応じたレベルの場面に基づき詳細なシナリオを作成し、綿密な打ち合わせを行ったうえでO S C Eや一部の演習を実施しており、卒業生動向調査により実際の現場で役立ったかを確認している。このように市民と共同して教育を行う指導体制を構築し、実践的かつ充実した教育が行われていることは、評価できる。

(4) 成果

<概評>

大学全体

卒業要件・修了要件は、大学学則及び大学院学則で定めており、ホームページ等により、あらかじめ学生に明示している。学部・研究科の学位の授与は、「教授会規則」及び「大学院研究科教授会規則」により、教授会で審議を行い学長が認定している。修士論文及び博士論文の審査基準は、デザイン研究科は『学位申請の手引き』、看護学研究科はシラバスにより、あらかじめ学生に明示するとともに、ガイ

ダンス等で周知している。

学習成果を測定するための評価指標として、デザイン学部と看護学部の5科目においてルーブリックの試行を行い、FD研修会で報告しており、他の科目への導入についても検討を進めている。また、卒業生や就職先にアンケート調査等を行い、卒業後の評価を指標としていくことも検討しており、今後の開発が望まれる。

【デザイン学部】

学習成果を測定するための評価指標として、GPAや卒業時の教育評価アンケートを活用している。

また、学生自身も学習成果を確認できるよう、卒業時の教育評価アンケートを活用しているほか、2010（平成22）年度に卒業生に対する追跡調査を実施し、卒業生に、大学で受けた教育に対する自己評価を促す機会を設けた。

【看護学部】

学習成果を測定するための評価指標として、GPAを活用し1年次から4年次までの4年間の学習成果を測定しており、保健師コース選択者の選考、各セメスターで履修登録できる単位数の上限緩和、履修指導及び学生表彰の選考等に用いている。また、OSCEを毎年学年末に実施し、卒業時に求められる看護実践能力の到達度を評価している。なお、卒業生動向調査を実施し、その結果を、在学生のキャリア支援や卒業後の評価指標として活用している。

【デザイン研究科】

学位論文審査基準については、『学位申請の手引き』により学生に明示している。博士前期課程では、口頭試問と発表の場を設け、外部からも副査を招聘して実践的な評価を行っている。博士後期課程では、論文提出までに発表すべき論文数と条件を示しており、論文審査と口頭試問によって研究科教授会で合否判定を行い、学位を授与している。

学習成果を測定するための評価指標として、シラバスの成績評価基準を指標としており、科目責任者が成績評価基準に基づいて評価している。また、学生自身の自己評価として、修了時の教育評価アンケートを用いている。

【看護学研究科】

学位論文審査基準については、博士前期課程では修士論文審査基準及び課題研究論文審査基準を、博士後期課程では博士論文審査基準をシラバスにより学生に明示している。指導教員以外の主査と複数の副査から構成する審査会を設け、審査基準

に則り、客観的な審査と厳格化を担保している。

学習成果を測定するため、開講する全科目のシラバスに、科目のねらい・到達目標・成績評価基準を明示し、その項目を学習成果の評価指標としている。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、貴大学の理念・目的を踏まえ学部・研究科ごとに定めている。デザイン学部では「人間尊重・人間重視の姿勢を持ち、デザインを通して社会に貢献しようとする姿勢を持った人」、看護学部は「人々の健康・心・暮らしに関心を持ち、生命の尊厳を理解しようとする姿勢を持った人」を求める学生像として示している。研究科は課程ごとに定めており、デザイン研究科博士前期課程は「デザインに関する基礎的知識を備え、豊かな感性と深い見識を持ち、人間重視の視点からデザインの発展に寄与できる人」、同研究科博士後期課程は「豊かな感性と深い見識を持ち、高度な教育・研究による成果をもとにデザインの発展に貢献しようとする意識を有する人」、看護学研究科博士前期課程は「看護学の基礎知識と総合的な学力を有し、豊かな人間性と高い探究心を持って、自主的・意欲的に看護実践の向上に寄与できる人」、同研究科博士後期課程は「保健医療福祉分野における新たな理論構築や技術開発等を通じて、より質の高い看護サービスのあり方を探求する意欲を有する人」等を、求める学生像として明示している。これらの方針は『学生募集要項』、ホームページ等で、受験生を含む社会一般に公表している。

入学者選抜の方法については、学部は一般選抜、特別選抜（推薦入学、社会人、私費外国人留学生）等、研究科は一般選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜等を設定しており、学力検査に偏重しない方法により、多様な学生に門戸を開いている。障がいのある学生の受け入れについては、「障がいのある学生に対する修学上の支援と相談体制を構築する。また、必要に応じて設備・機器によるバリアフリー支援も併せて実施する」と方針を定め、試験時の支援・相談体制を整えている。ホームページには、受験者数、合格者数、入学者数等の、前年度の入学者選抜試験実施結果や、一般選抜合格者の大学入試センター試験の最高・最低・平均点を掲載し、受験生に対し基礎学力の水準を明示している。入学者選抜の実施は、学長指示のもと学部長又は研究科長を本部長とする実施本部を設置し、入学試験を実施している。

このような学生募集、入学者選抜の方法により、受験生に対して公正な機会を保証している。なお、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定

員に対する在籍学生数比率は、適切に保たれている。

学生の受け入れの適切性の検証については、「アドミッションセンター」で検討を行い、その結果を踏まえ、「自己点検・評価委員会」が半期ごとに検証を行っている。なお、同センターで検討する際には、入学年度及び入試区分ごとに入学者のGPAを比較・分析しており、それを活用して、入学者選抜方法や次年度以降の広報等を見直している。

6 学生支援

<概評>

学生支援に関する方針は、「本学は修学支援、生活支援、進路支援等、学生の学業と心身ともに良好な学生生活を送れるような支援体制の構築を目指す」と定め、『自己点検・評価報告書』を教員向けのガイダンスや学内イントラサイトに掲載し教職員で共有しているものの、掲載方法を工夫し、よりわかりやすく明示することが望まれる。

修学支援に関し、留年者への対応は、学生の状況に応じた支援・指導を専任教員が、休・退学者への対応は、専任教員、教務委員、事務局職員が連携して行っている。また、補習・補充教育は、入学前教育と外国語教育を実施しているほか、デザイン学部では2016（平成28）年度から、それまで補習授業として行っていたデザインに関わる理数系科目を、専門教育科目の基本科目として開講している。障がいのある学生への支援は、入学後に必要となる支援について事前相談を実施している。経済的支援として、奨学金を設けており、特に経済的困難な学生に対して、半期ごとに授業料を減額免除する制度を整えている。また、2016（平成28）年度から、予期せぬ災害や事件、事故等不測の事態により修学継続が一時的に困難となった学生への修学支援基金を設けている。

生活支援は、保健室、学生相談室を設置し「学生支援委員会」「研究科教務・学生支援委員会」、事務局職員及び学生相談室の専門員が連携し、メンター制度による学生相談、専門カウンセラーによる相談等の支援を行っている。ハラスマント防止に向けた取組みは、「キャンパス・ハラスマント防止宣言」「キャンパス・ハラスマント防止規程」を定め、「キャンパス・ハラスマント防止委員会」を設置している。

進路支援は「キャリア支援委員会」が主体となり、「キャリア支援室」を拠点として、就職や進学準備に向けたガイダンスや説明会等を実施している。

学生支援の適切性の検証については、修学支援及び生活支援は「学生支援委員会」「教務委員会」、進路支援は「キャリア支援委員会」で行っており、検証の結果に

基づき、既述の授業料を減額免除する経済的支援制度の制定等に至っている。また、検証の結果は、学部・研究科ごとに設けられている「教務・学生連絡会議」に報告し、情報を共有している。なお、検証結果については「自己点検・評価委員会」にも報告し、自己点検・評価を行っている。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備に関する方針は、教育研究上の理念・目的を踏まえ「公立大学法人札幌市立大学第一期中期計画」に「施設・設備の整備維持に関する方針」「安全管理等に関する方針」「環境に関する方針」を掲げ、「第二期中期計画」に方針を継承して保全計画を策定し、定期点検や調査を行っている。これらの方針は『自己点検・評価報告書』を学内イントラサイトに掲載して教職員で共有しているものの、掲載方法を工夫し、よりわかりやすく明示することが望まれる。

校地及び校舎面積は、法令上の基準を満たしており、施設・設備についてはバリアフリーに対応している。学生生活やクラブ活動等に係る環境の整備は、「学生支援委員会」が中心となり、学生のニーズを把握したうえで対応している。

図書館は必要な質・量の蔵書を整備し、学術雑誌等、定期刊行物を含めた図書資料の増加に取り組んでおり、新聞データベース等の学術情報へのアクセスも充実している。また、2006（平成18）年度からはILL文献複写・相互貸借を行い、2007（平成19）年度からは北海道地区大学図書館相互利用サービスの加盟館となっている。なお、専門的な知識を有する専任職員も適切に配置されている。

教員の研究費は職位ごとに支給しており、研究室も整備している。教員の研究専念時間は、担当授業時間や大学運営に関わる職務等に配慮し確保している。なお、多様な授業形態を支援するため、両キャンパス間をつなぐ遠隔授業システムの導入や、教育支援を目的としてティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）を配置している。

研究倫理に関する取組みは、「研究倫理規程」及び「倫理委員会規程」に基づき、「倫理委員会」を設置している。教職員に研究倫理を浸透させるため、研究倫理の動向や研究不正への問題に対応するための研修会への参加等を義務付けている。

教育研究等環境の適切性の検証については、「総務委員会」等の学内に設置された委員会で、各委員会が管轄する業務に応じて行い、検証の結果に基づき、地域の市民も利用できる図書館利用環境の整備等を行っている。なお、検証結果についてはそれを踏まえて、四半期ごとに「自己点検・評価委員会」において検討を行っている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

教育研究上の理念に基づき、「地域に資する研究の推進に加え、その研究成果を還元し、本学の持てる知的資源を活用するために、公開講座等を通じて、地域社会の人材育成、専門職の継続教育を推進する」等の方針のもとに、「産業界及び保健・医療・福祉業界等とのネットワークの構築」等の目標を掲げている。これらの方針及び目標は「第二期中期計画」に明示し、「部局長会議」や教授会及び「教員会議」で教職員と共有し、ホームページや研究・活動事例集等により、社会一般にも公表している。

方針及び目標の達成に向け、「地域連携研究センター」を設置し、地域連携や社会貢献等に取り組んでいる。地域連携や社会貢献の取組みとして、社会一般に向けた公開講座の開催や、産学官連携を行っている。

産学官連携は、デザインと看護の専門性を活用し企業と連携し、学内での研究に基づき、製品化の見込みがあるものについては「地域連携研究センター」がサポートし、特許事務に加え、知財アドバイザーによるコンサルテーション、企業とのマッチング及び見本市への出展を行うことで製品化につなげている。寒冷地域の特徴を生かしたモニタリングシステムである「E-KANGO」及び「E-KURASHI」、薬液の詰め替え作業中の針刺し事故を防ぎつつ、注射器の清潔を保つことが可能な「注射針取外し容器」等は製品化が進んでいる。このようなサポートによって、デザインと看護の連携による医療機器の製品化につながっていることは、専門領域の特性を生かした社会連携・社会貢献として高く評価できる。

社会連携・社会貢献の適切性の検証は、「地域連携研究センター」で行い、検証の結果、既述のサポートシステムの構築等に至っている。また、検証の結果を「自己点検・評価委員会」に報告し、四半期ごとに自己点検・評価を行っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 地域に資する研究の推進とその成果を社会に還元するため、「地域連携研究センター」を設け、学内での研究に基づき、製品化の見込みがあるものについては、特許事務に加え、知財アドバイザーによるコンサルテーション、企業とのマッチング及び見本市への出展を行うなどサポートする仕組みを構築している。このようなサポートによって、デザインと看護の連携による医療機器の製品化につながっていることは、専門領域の特性を生かした社会連携・社会貢献として評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

管理運営の方針は、「第二期中期計画」の中で、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」「財務内容の改善に関する目標を達成するための措置」「その他業務運営に関する目標を達成するための措置」等を掲げており、教授会等で教職員と共有している。

学長、学部長、研究科長、教育職員、事務職員等の配置及び権限は「定款」、大学学則及び大学院学則に定めており、理事長、学長、副学長、学部長、研究科長の選任については、「理事長選考会議規程」「副学長設置規則」「学部長等の選考に関する規程」「デザイン研究科長候補者選考等確認事項」「看護学研究科長候補者選考等確認事項」等に基づき、適切に行っている。ただし、学部長の権限に関しては規程上、明確にしていないため、今後の整備が望まれる。

意思決定のプロセスについては、「教授会規則」「大学院研究科教授会規則」等に基づいて教授会及び研究科教授会で審議するとともに、理事長、理事、学長、副学長、学部長、研究科長、附属図書館長、附属研究所長、事務局長で構成する「部局長会議」において、必要な協議を行っている。法人の運営や教育研究に関する重要事項は「経営会議」で審議しており、概ね適切に管理運営がされている。なお、「定款」により理事長が学長となることを定め、経営面と教育研究面の両面からリーダーシップを発揮できる体制としている。

事務組織は、「事務局規則」に基づき、総務課、経営企画課、地域連携課、学生課、桑園事務室を置き、適切に事務組織を設置している。職員の人員配置については、専任職員に加え、非常勤・臨時職員等を配置し、効率的な業務遂行に努めている。また、事務職員の資質向上に向けた取組みとして「SCU人材育成基本方針」を策定し、職位ごとに受講るべき研修の項目を定め、研修を実施している。また、「職員の人事評価に関する規程」を定め、人事評価制度を用いて職員の育成を行っている。

管理運営に関する適切性の検証については、「第二期中期計画」に基づき年度計画を策定し、その項目に基づき学内関係委員会等が四半期ごとに自己点検・評価を行っている。その結果に基づき「自己点検・評価委員会」で検証を行い、「第二期中期計画」の達成の方策等を、学内に設置された各委員会へ提案している。

なお、予算編成及び執行のプロセス、財務監査については「予算規程」に則り、「経営審議会」及び役員会での審議のうえ策定された予算の編成方針に基づき行つ

ている。予算執行にあたっては、「出納規程」等に則り行っており、監事による監査等でその適切性を確認している。

(2) 財務

<概評>

「第二期中期計画」の中で、計画期間中の予算、収支、資金計画を策定している。また、財務内容の改善に関する目標を達成するために、外部資金獲得額の増加、教育研究環境の充実にかかる基金の設置、管理的経費の抑制を掲げている。

財政状況については、2014（平成 26）年度に博士課程が完成年度を迎えたことにより、収支構造が確立した。また、2014（平成 26）年度から教育備品整備費が別途予算措置されていることや、管理経費の圧縮に努めたことで剩余金が生じていることから、教育研究目的・目標を具体的に実現するうえで必要な財政基盤を確立しているといえる。

教育研究環境の充実にかかる基金として、2012（平成 24）年度には個人寄附金を原資にした「田村 I C T 基金」、2015（平成 27）年度には看護学教育の充実などを目的とした「K A N A える基金」を設置し、教育研究の十全な遂行と財政確保を図っている。

外部資金については、学術奨励研究費や学内競争的研究費を整備するなど、科学研究費補助金等への申請意欲を高める施策を実施することで、高い採択件数及び受け入れ額を維持しており、財政基盤の充実に寄与している。

今後、予想される施設・整備については、「第二期中期計画」で施設整備補助金として期間中の総額を明記するとともに、2013（平成 25）年度には、2015（平成 27）年度から 10 年間の全学的な施設・設備に関する保全計画である「札幌市立大学保全計画書」を策定し、これまでの 2 年間は計画通り進められている。引き続き、計画通りに実施できるよう、設置者と十分な協議を行い、施設整備補助金の確保に努められたい。

10 内部質保証

<概評>

内部質保証に関する方針として、「公立大学法人札幌市立大学第二期中期目標」において「大学の運営全般にわたるマネジメントサイクルを徹底するため、札幌市地方独立行政法人評価委員会及び認証評価機関の評価結果を踏まえた客観的な自己点検・評価を実施し、適切な大学運営を行う」ことを掲げ、この方策を「第二期

中期計画」に示し、教職員で共有している。

内部質保証システムは「自己点検・評価委員会」を主体とし、「第二期中期計画」に基づき策定した年度計画の達成状況等を、学内関係委員会において毎年度、自己点検・評価している。そこで実施した自己点検・評価の結果を、「自己点検・評価委員会」がとりまとめ、理事長を議長とする「部局長会議」へ報告している。また「部局長会議」を通じて、教授会に報告することにより全教職員で共有している。さらに、自己点検・評価の結果を基に、業務に関する報告書を策定して、地方独立行政法人法に基づく法人評価を受けている。なお、学外者から意見を聴取する機会として、「経営審議会」「教育研究審議会」等に、外部からの委員を入れることで、客観性・妥当性を高めている。このように、内部質保証のための取組みは「自己点検・評価委員会」を中心として、学内関係委員会等により全学的に遂行している。

なお、学校教育法施行規則において求められている、財務関係書類や自己点検・評価の結果等を公表するにあたり、「公立大学法人札幌市立大学における札幌市情報公開条例の施行に関する規則」を規定し、ホームページ等により情報公開を行っている。

以 上